

第11回「しまねいきいき雇用賞」募集案内

人口が長期的な減少傾向にあり、少子高齢化が進展している本県にあって、活力ある島根を目指すためには雇用の場の創出が必要です。

こうした中、経営者や働く者が様々な知恵を絞り、やりがいを感じ、いきいきと働き続けられる魅力ある職場づくりを推進することがますます求められています。

「しまねいきいき雇用賞」は、雇用に関し優れた取組を推進している企業等を表彰し、広く県民に周知することにより、県内企業等の魅力向上、職場環境の整備、雇用の促進などに資することを目的としています。

令和6年度の同賞の募集を行いますので、多くのご応募、ご推薦をお待ちしております。

企業等：本表彰において企業等とは、従業員を常時雇用している民間の団体（株式会社、有限会社、社会福祉法人、組合など、その設立形態は問いません。）または個人事業主。

1 募集する企業等の取組

県内企業に広めたいあるいは広く県民に知って欲しい、他の模範や参考となるような雇用に関する積極的な取組を行い、効果（成果）をあげている企業等を次の部門（1）～（5）の類型で募集します。

なお、応募にあたっては取組類型数ではなく、取組の目的、内容、効果（成果）が評価の対象となりますので、1つの取組類型の記載のみで応募いただいても結構です。

2 表彰部門

企業等の規模に応じ、次の2つの部門があります。

(1) 従業員20人未満の企業等の部門

(2) 従業員20人以上の企業等の部門

※従業員数は正規・非正規を合計した人数です。

※正規：いわゆる「正社員」と呼ばれ、雇用期間の定めのない労働者。（短時間正社員を含む）

※非正規：「嘱託」「契約社員」「パート」などの名称で呼ばれている労働者。派遣労働者と請負労働者は含まない。

<取組類型>

(1)「新規雇用を促進する取組」

〔参考例〕

- ・新卒者の雇用枠を計画的に確保するための取組
- ・高齢者、障がい者、女性、在宅未就業者などの雇用促進に関する取組
- ・人材確保のための取組や工夫

など

(2)「やりがいを感じ誇りをもって働ける職場づくりに関する取組」

〔参考例〕

- ・従業員の能力や専門性を体系的に向上させるとともに成長を評価する取組
- ・従業員同士の自発的なワーキングや研究を支援する取組
- ・従業員の提案を業務改善や生産性の向上などに活かす取組
- ・チームワーク向上のため従業員の連携を促進する取組

など

(3)「雇用を守る取組」

〔参考例〕

- ・経営難にあっても会社都合による離職者を出さなかったなど、従業員の雇用を守るために行ってきた取組
- ・新規採用した従業員の早期離職を防止するために行っている工夫
- ・疾病や家族の介護などにより従前どおりの勤務が困難となった場合における支援
- ・非正規雇用の社員のキャリアアップや正社員転換などに関する取組

など

(4)「雇用を取り巻く環境と諸課題に対する取組」

〔参考例〕

- ・2024年問題に対する取組
- ・DXやテレワークなど情報通信技術を活用した職場改善の取組
- ・AIの活用による職場改善の取組
- ・賃上げによる雇用・職場活性化の取組
- ・外国人の雇用などに関する取組

など

(5) その他の取組

上記(1)～(4)に属さない、その他の雇用に関する取組

〔参考例〕

- ・生産性向上に関する取組
- ・長時間労働の是正に向けた取組
- ・多様な働き方に関する取組（「多様な正社員」の普及や時間や場所にとらわれない勤務の推進、副業の取組 など

(注1) 子育てにやさしい職場づくりを積極的に推進する企業の取組は、しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の知事表彰の対象となります。

女性の活躍推進に向けた取組は、しまね女性の活躍応援企業の知事表彰の対象となります。

(注2) 県外に本社がある企業の場合は、全社的取組のほか、県内支社・事業所の独自の取組の有無についても評価の対象となります。

(注3) 本表彰に係る取組では上記の取組類型(1)～(4)を参考に、雇用の促進などに着目した記載となるよう留意してください。

3 応募要件

次の(1)から(3)をすべて満たす企業等。

- (1) 島根県内に本社、支社、支店、事務所等を有し、令和6年3月31日において、島根県内で事業活動を開始してから5年経過していること。
- (2) 労働関係法令に関して重大な違反がなく、かつ、その他の法令上又は社会通念上表彰にふさわしくないと判断される事実がない期間が、令和6年3月31日において5年経過していること。

※表彰にあたっては(2)に記載する期間が継続していることが必要となります。

- (3) 過去に本表彰を受賞していないこと。

4 表彰企業等数

2の各部門を合わせ10事業所以内。

5 応募について

- (1) 応募は自薦または他薦によります。

他薦の場合は被推薦企業等の (応募用紙(様式1)) 末尾の承諾欄に記名・押印)を得た上で提出してください。

従業員が、自分が勤務する企業等を推薦することもできます。(こ

の場合は他薦となります。)

(2) 提出書類

○応募用紙

各部門・自薦・他薦共通で、記載されている応募用紙(様式1)、(様式2)に必要な事項を漏れなく記載してください。取組内容がわかる資料(※A4サイズで15枚以内。「応募にかかる添付資料一覧表」に内訳を記載すること。)を添え、提出してください。

応募用紙は、県雇用政策課ホームページ(https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/rodo_hukusi/ikiiki/2014koyoushoboshu.html)の「第11回しまねいきいき雇用賞の募集について」からダウンロードできます。

○就業規則(写し)

常時10人以上の従業員を使用する使用者は、「就業規則」の写しを添付してください。但し、直近のもので労働基準監督署の受理印のあるものをお願いします。

※ なお、提出いただきました資料については返却いたしません。

(3) 提出部数

1部

(4) 応募書類の作成にあたって

- ・本表彰に係る取組では「1募集する企業等の取組」の取組類型(1)~(5)を参考に、雇用の促進などに着目した記載となるよう留意してください。
- ・**応募用紙(様式1)**は、企業等の概要や雇用に関するビジョンの記載をお願いします。
- ・**応募用紙(様式2)**は、取組の名称、開始時期、内容、効果や成果、社員からの評判など数値で表せるものは数値を用いるなどし、具体的な記載をお願いします。
- ・記載スペースが不足する場合は、適宜、記載スペースを広げてください。応募する取組が複数ある場合は、**応募用紙(様式2)**を複写し、

取組ごとに作成してください。応募された取組の多寡ではなく、取組の内容が評価の対象となりますので、1 類型のみで応募いただいても結構です。

(「就業規則」の写しは、上記の「取組内容がわかる資料」A4 サイズで15枚以内に含めません)。

(5) 募集締切 令和6年8月16日(金) 17:15

(6) 提出方法

次の提出先にメール、郵送または直接持参してください。

(提出先) 〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県商工労働部雇用政策課 いきいき職場づくり推進係 「しまねいきいき雇用賞」担当 あて メール：koyo-ikiiki@pref.shimane.lg.jp

※郵送の場合、令和6年8月16日(金)消印有効

※直接持参される場合は、月曜日～金曜日(県庁閉庁日を除く)の8:30～17:15にお越しください。

6 応募企業等へのヒアリング

- (1) 応募書類の内容等について別途日程を調整し、ヒアリングをさせていただきます。
- (2) また、ヒアリング前に応募企業等に対し、雇用に関するアンケートを実施させていただきますのでご協力をお願いします。

7 表彰企業等の選考

- (1) 学識経験者等からなる島根県雇用表彰委員会で下記8に基づく審査を行い、表彰候補企業等を島根県知事に推薦します。
- (2) 島根県雇用表彰委員会の推薦に基づき、島根県知事が表彰企業等を決定します。

8 審査（評価）内容

- (1) 取組の目的、内容、効果（成果）・・・応募用紙（様式2）
- (2) 応募企業のヒアリング結果

9 表彰等の通知

- (1) 表彰が決定した企業等には、表彰実施等について別途ご連絡します。
- (2) 表彰に至らなかった企業等には、その旨文書によりお知らせします。

※令和6年11月頃の予定

10 表彰方法等

島根県知事が賞状等を贈呈します。

11 その他

県主催の就職支援の取組において受賞企業を積極的にPRします。

12 問合せ先

島根県商工労働部雇用政策課 いきいき職場づくり推進係

担当：小塚

電話 0852-22-5305